米国税法における実質帳簿要件

永田　守男

はじめに

国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)をわが国が採用するか否かを判断するにあたって、確定決算主義の存在は大きな論点の一つである。一般に、課税所得計算の方式として確定決算主義と申告調整主義が対極的な方式であるかのように示される。それは、わが国の確定決算方式が株主総会等で確定した損益計算書利益を加算・減算することにより課税所得を求めるのに対して、アメリカに代表される申告調整主義が総益金から損金を控除する税務損益計算書方式をとっている点に着目していることによる。しかしながら、申告調整主義においても損益計算書利益を課税所得計算の前提にしていることには変わりはない。なぜならワークシート上で損益計算書上の収益と費用・損失がそれぞれ益金と損金に修正されることで法人税申告書（税務損益計算書）が作成されるからである。もちろんそのワークシートを完成させるためには、税務目的のためだけの帳簿類が必要とされる。しかし、これは財務会計目的において作成される補助元帳・補助簿を作成するのと同様のことである。税務会計目的のためだけに主要簿を作成するわけではない。たとえば、固定資産台帳は財務会計目的の帳簿価額と税務会計目的のそれが必要となる。したがって二重の帳簿記録が必要となるが、たんにそれは税務会計目的で必要となるからだけではなく、財務会計目的でも税効果会計の適用のために必要となる。これは確定決算主義を採用するわが国においても同様である。税効果会計の対象となる勘定科目にかかわる取引について主要簿を複数設けることはないはずである。それらは補助簿・補助元帳等で処理されることになろう。したがってこの意味で申告調整主義と確定決算主義の相違はそれら処理項目の多寡にすぎないといえる。それら処理項目の多寡を決定づける要因の１つが損金経理要件である。この損金経理要件の多寡をもって確定決算主義と申告調整主義の相違を捉えることもできよう。このときアメリカにおいては損金経理要件の

適用は後入先出法(Last-in First-out, LIFO)に限られ、財務会計と税務会計は独立しているとの論述がみられる。本稿では、アメリカにおいては、損金経理要件は必ずしもLIFOに限定されるものではなく、それを求める規定がほかにもみられることを示すことによって、申告調整主義のもとでも税務会計が財務会計と密接な関係を構築していることを示すものである。

1. LIFO帳簿要件

LIFO帳簿要件は、税務会計と財務会計が独立しているアメリカにおいて例外的な規定としてよく知られている。

IRC(Internal Revenue Code) Sec.472(c)はLIFOの適用にあたって次のことを規定している。

「本条(a)項は、納税者が･･･当該方法を初めて採用する課税年度にかかわる次の報告書またはステイトメントの目的において、その年度の利益、収益または損失の確定のため棚卸資産を評価する際に本条(b)項で定めた方法以外の方法を用いていないことを財務長官に同意させた場合にのみ適用しなければならない。

(1) 株主、パートナーまたはその他の出資者目的、あるいは信託受益者目的のため

(2) 信用目的のため」

上記規定は、税目的で初めてLIFOを利用する場合には、その導入初年度において財務会計目的でも同様に利用していることを条件とすること、さらにSec.472(e)では、その後の課税年度においても同様に利用していることを条件とすることが定められている。LIFOの帳簿要件の一つの特徴はIRC本体に定められていることであり、ゆえにLIFOの利用にあたって帳簿要件の選択の余地はない。ただし、一般にLIFO帳簿要件といわれているのは、財務省規則1.472-2(e)"LIFO conformity requirement"であり、その要件の特徴は「利益、収益または損失の確定のため」という文言が示すように、基本的に損益計算書本体が要件の対象となり、貸借対象表上の棚卸資産表示には適用されないことがあげられる(Davenport & Seago[2002],p.374)。さらに同規則では、以下の状況は帳簿要件に違反しているとはみなされない。

(i) 信用目的書類(credit statements)または財務報告書(予備的かつ未監査財務報告書を含

む）において、納税者の主要な表示の補足または説明として報告される、課税年度の利益、収益または損失の情報を確定するために後入先出法以外の方法を利用すること。

(ii) 棚卸資産の価値を資産として報告する目的で、納税者の手元にある棚卸財の価値を確定するために後入先出法以外の方法を利用すること。

(iii) 内部管理報告書で報告される情報を確定するために後入先出法以外の方法を利用すること。

(iv) 後入先出法が連邦所得税目的で利用される課税年度に及ばない期間を対象とする報告書または信用目的書類の公表のために後入先出法以外の方法を利用すること。

(v) 財務報告書または信用目的書類のために後入先出法による棚卸資産評価に低価法を適用すること。ただし、Sec.1.472-2(e)(7)で定める場合を除いて、財務報告書または信用目的書類のために原価による棚卸資産評価の代わりに市場価値(market value)を利用してはならない。

(vi) 信用目的または財務報告目的で利益、収益または損失を確定するための原価計算方法または会計方法が、Sec.1.472-1 に定める棚卸資産評価方法に一致しないかあるいはSec.1.472-2(c)に定める要件に一致しないのでなければ、連邦所得税目的で納税者がかかる原価計算方法または会計方法を利用しているか否かにかかわりなく、それら方法を利用すること。

(vii) 課税年度に関する信用目的または財務報告書目的において、棚卸資産を Sec.351 を適用される取引でその棚卸資産に後入先出法を適用している譲渡者から取得した後に、かかる棚卸資産を譲渡者の所有時と同じ期日とコストで取得したかのように納税者が処理すること。

(viii) 課税年度に関する信用目的または財務報告書目的において、Sec.472(b)(1)および(3)に定める手続きにしたがって棚卸資産を評価することによるその年度の利益、収益、損失の決定を、次のいずれかの理由から連邦所得税目的の棚卸資産評価方法とは異なる場合でもおこなうこと。

(A) 信用目的又は財務報告書目的で採用された手続きが、納税者が連邦所得税目的で後入先出法を初めて採用した課税年度以外の会計期間で始まっている場合。

(B) かかる棚卸資産に関して、連邦所得税目的の事業結合の処理と信用目的又は財務報告書目的の事業結合の処理が異なる場合。

このように、信用目的書類または財務報告書において納税者の主要な表示の補足または説明として報告される、課税年度の利益、収益または損失の情報を確定させるためにLIFO以外の方法を利用すること、あるいは棚卸資産の価値を資産として報告する目的で、納税者の手元にある棚卸財の価値を確定するためにLIFO以外の方法を利用することなどは帳簿要件に違反しないとされる。したがって、LIFOの帳簿要件は厳格であるというよりもむしろ、ある程度の柔軟性が備わっているといえよう。これは内国歳入庁が帳簿要件を厳格に解釈して適用しようとするのに対して、納税者が財務情報の充実を求めてFIFOによる棚卸資産または利益情報を開示しようとして財務報告において補足的な情報に工夫を凝らしたために税務紛争が絶えなかったこと、さらに他の規制機関への財務情報の提供においてLIFO以外の方法が求められたことなどが背景にある。その結果、規則改正当時の財務副長官が利益の主要な測定に対して開示を補足的におこなう目的でLIFO以外の方法を禁止する要件は法規の要件の範囲を超えていると言明し、帳簿要件を主たる表示に関してのみ要求し、補足的な財務情報については経営者に最大限のフレキシビリティを認める勧告（Memorandum[1979],p.316）を下した。これにより1981年に規則改正が行われ、現状のような実質的にはFIFOによる利益情報を提供している場合でも帳簿要件違反に問われないことになっている。

2．LIFO以外の方法による利益開示

LIFO以外の方法による情報提供の方法には、損益計算書の脚注にLIFOによる利益の影響を示す方法、キャッシュフロー計算書にLIFO費用(LIFO charge)を示す方法、貸借対照表の脚注に棚卸資産の取替原価による評価額、あるいはそれとLIFOによる評価額との差額を示す方法などがある（Mulford, Comiskey & Thomason[2008], pp.4-7）。これらに加えて貸借対照表に先入先出法（First-in First-out, FIFO）による評価額を示し、そこからLIFO評価額との差額、すなわちLIFO引当額(LIFO reserve or credit)を控除する方法もよくみられる。図表1はKroger社の貸借対照表の一部である。Kroger社の貸借対照表脚注はFIFO評価額を用いる方法の典型例である。同社の連結貸借対照表にはFIFO inventoryの文言が見られるが、LIFO帳簿要件は損益計算書で提供される情報に対して規定されるものであるため、FIFOの文言が登場することについてはなんら問題とはならない。

Kroger社は、FIFOによる棚卸資産評価額からLIFO引当額を控除することでLIFOによる棚卸資産評価額を示している。具体的には、2008年度のFIFO評価額54億5,900万ドルから

LIFO 引当額 6 億 400 万ドルを控除することで、LIFO 評価額 48 億 5,500 万ドルが算出される。したがって同社の売上原価は、LIFO の採用により FIFO に比べてその額だけ増額されていることになる。

この情報開示により Kroger 社は FIFO と LIFO の双方による棚卸資産評価額を開示することができる。しかしこの開示の目的は、それら評価額を示すことにあるのではなく、それらの評価額の差額を示すことにより LIFO ベースで表示される利益額を修正することにある。この修正は、2 つの意味をもたらす。1 つには、前述のごとく、LIFO ベースで表示されている損益計算書利益を FIFO ベースのそれに修正するために 6 億 400 万ドル加算されることになる。

図表-1 Kroger 社の連結貸借対照表(一部)

(In millions)

ASSETS	February 2, 2008	February 3, 2007
Current assets		
Cash and temporary cash investment	242	189
Deposits in-transit	676	614
Receivables	786	778
FIFO inventory	5,459	5,059
LIFO credit	-604	-450
Prefunded employee benefits	300	300
Prepaid and other current assets	255	265
Total current assets	7,114	6,755
Property, plant and equipment, net	12,498	11,779
Goodwill	2,144	2,192
Othr assets	543	489
Total assets	22,299	21,215

出典: Kroger Company, Form 10-K annual Report to the Securities and Exchange Commission, p.31.

ところで、LIFO 引当額は当期に全額生じたものではない。それは、棚卸資産評価に LIFO を採用した以降の LIFO 評価額と FIFO 評価額との差額の累積額である。また、この評価額の差額は LIFO 評価によって縮小された利益の累積額を意味している。ゆえに、FIFO ベースの

利益額への修正額6億400万ドルは、LIFOを採用していることによってFIFOによる場合に比べて縮小されている当期の利益額を意味しないことになる。ここで、2期間末のLIFO引当額残高が開示されている意義が明らかとなる。2008年度期首(2007年度期末)と期末のLIFO引当額の増減は、その期間のLIFO評価による利益の増減額を示している。Kroger社の例では、2008年度のLIFO引当額は2007年度に比べて1億5,400万ドル増加している。これは2008年度LIFOを採用することによりFIFOに比べて縮小されている2008年度に生じた利益額を示していることになる。これがKroger社の採用している情報開示方法に含まれている2つめの意味である。

このようにアメリカにおいて例外的に損金経理を要求されている会計処理方法として知られるLIFO帳簿要件は、実態としてはそれほど財務会計に対して拘束力の強いものではない。

3．実質的帳簿要件の存在

1）限定的な帳簿要件

LIFO帳簿要件は、広く知られた損金経理要件であるが、それほど財務会計を拘束するものとはなっていないのが実状である。LIFO帳簿要件の影響力は、その対象となる納税者が広範なこと、導入後約70年を経過していること、内国歳入法典に直接に定められていることなどがその背景にあるといってよいであろう。LIFO帳簿要件の適用対象者は、棚卸資産を保有しその資産をLIFOで評価する選択をおこなうものである。棚卸資産を有しない納税者は非常に限られるであろうから、その影響はほとんどの納税者に及ぶ可能性がある。またLIFOが税法に導入されたのは1938年であり、約70年にわたって前述のLIFO引当額のように利益を蓄積していることになる。

しかしながら、LIFO帳簿要件以外にも帳簿要件は課されている。それらが一般に知られていない要因は、その影響範囲が限定的であること、またそれが多くの場合には財務省規則において定められていることなどが要因であろう。これらの帳簿要件は、会計方法の変更をおこなう場合、あるいは内国歳入法典または財務省規則等に定められていない場合に求められている。前者については会計方法の変更について定めるIRC.Sec.481において、変更後の会計方法が財務会計目的においても採用されていることを求めている。一方、後者については、多くの場合財務省規則の個々の条項において「その他の方法」を選択するときに求められている。また、このことを背景に、税務紛争では一般に認められた会計原則(Generally Accepted Accounting

Principles, GAAP)に準拠しているという事実が説得的なことと理解され、納税者に有利に働くとされる（Seago & Schnee[2005], pp.192-193)。いずれの場合においても要求される状況は、1 回限りの、あるいは対象となる納税者が非常に限定的な場合である。これらとは対照的に、その影響を与える範囲が、LIFO 帳簿要件ほどではないが比較的広く、かつ恒常的に求められる帳簿要件がある。

2）証券ディーラーへの値洗法の適用

1993 年に、証券ディーラーを対象にその所有する証券に値洗法の適用を定める Sec.475 が内国歳入法典に導入された。しかし、値洗法の適用は、Sec.475 がはじめてのことではなく、すでに Sec.1256 において、その条項に定める契約、たとえば上場されている先物取引については値洗法の適用が義務づけられていた。この規定は 1981 年に導入されていた。Sec.1256 と Sec.475 の主たる相違点は 2 点ある。第 1 に、前者が取引形態(商品)を基準に適用の可否が決まるのに対して、後者は取引主体を基準に適用の可否が決まることである。このため、Sec.475 に定める証券ディーラーに該当する場合には、値洗法の適用対象がその棚卸資産である証券に適用されることになる。また、証券ディーラーの範囲はその用語の一般的な範囲よりも広範である[1]。ゆえに Sec.475 の適用対象となる納税者は限定的なものではない。第 2 に、Sec.1256 の対象となる証券の価額は、先物市場において日常的に価格づけがされているため比較的透明性が高いのに対して、Sec.475 の対象となる証券はそのような透明性に欠けることである(Conlon[2005],p.156)。

Sec.475(a)は次のように、証券ディーラーが課税年度末に保有する証券に値洗法の適用を義務づけている。

「(a)　一般規定

本項の他の規定に定めることがないかぎり、証券ディーラーが保有する証券については以下の規定が適用されねばならない。

(1)　証券ディーラーの保有する棚卸資産であるいかなる証券も公正価値(Fair Market Value)で棚卸資産に算入されねばならない。

---

[1] 証券ディーラーの範囲については、永田守男[2000]を参照のこと。

(2) 証券ディーラーの保有する棚卸資産ではないが、課税年度末時点でディーラーが保有しているいかなる証券についても、

(A) 証券ディーラーは、かかる課税年度の最終事業日に公正価値で売却されたものとして、利得または損失を認識しなければならない。

(B) いかなる利得または損失もかかる課税年度に計上されねばならない。

前記条項により計上された利得または損失がその後実現した場合には、いかなる利得または損失についても、その金額について適切な修正がなされねばならない。財務長官は、本稿の規定をここで定められた以外の時点でも適用することを規則により定めることができる。」

このようにSec.475によれば、証券ディーラーは課税年度末に保有する証券について、それが棚卸資産であるか否かに係わりなく、公正価値で評価し、利得または損失を益金または損失に算入しなければならない。しかしながら、公正価値の決定方法についてはとくに定めがなく、いかなる評価方法が所得を明瞭に反映するかについて多くの税務紛争が生じ、納税者と課税当局の双方で大きな負担となっていた[2]。そこで財務省は 2007 年 6 月 11 日に財務省規則1.475(a)-4を公表した[3]。同規則は財務諸表で報告された証券の価値を税務会計目的での同ポジションの公正価値として利用することができるとする安全条項(safe harbor)を規定している。安全条項の目的は、そこで定められている条項に従うことを求めるものではないが、その条項にしたがって申告する場合には、課税当局はその会計処理を問題とせずに受け入れることである。このことは課税当局と納税者の双方に便益をもたらす。課税当局は納税者の申告の事実を確認するコストを負担する必要がなくなり、納税者は課税当局を納得させるために要するコストを負担する必要がなくなる。さらに、安全条項がない場合に生じるであろう税務紛争のコストを双方が負担する必要がなくなる。

このように安全条項は、証券の公正価値評価が財務会計と税務会計で一致していれば課税当局はその評価を受け入れることを意味している。もちろんこの適用は任意であり、納税者はこの選択をすることなく財務会計と異なる評価を申告することができる。その場合には証券の評価について納税者と課税当局との間で紛争が生じることになる。

---

[2] 代表的な税務紛争としては、Bank One Corp., 120 TC 174(2003)がある。同判決は安全条項を求める要因となった。

[3] 同規則は、2005年に公表された財務省提案規則を修正したものである。

安全条項に定める財務報告目的において用いられる公正価値とは、同規則1.475(a)-4(h)によれば、納税者の財務諸表は以下に示す主要財務諸表のいずれかで計上されているものなければならない。

「(i) US-GAAP に準拠して作成され、かつ Form 10-K あるいは年次報告書のような SEC に提出を義務付けられる財務諸表
(ii)US-GAAP に準拠して作成され、かつ連邦政府または IRS 以外の規制機関に提出を義務付けられる財務諸表
(iii)US-GAAP に準拠して作成された監査済財務諸表」

このように US-GAAP にしたがって作成された財務諸表についてのみ安全条項を適用できる[4]。したがって、納税申告書に計上される証券の評価損益は損益計算書に同様に計上されていなければならない[5]。安全条項はその適用を納税者に義務づけるものではないが、その選択をした場合には、その証券の税務上の評価損益が損益計算書におけるそれと一致していることを要求しているものであり、実質的な帳簿要件となっている。すなわち、納税者が税務紛争を回避する目的で、あるいは税務会計目的と財務会計目的でそれぞれ記録を維持することの負担を回避するにあたって、損益計算書上の会計処理を条件に納税申告書上の会計処理を認めることとしているのである。

おわりに

アメリカに代表される申告調整主義においては、損金経理要件がほとんどみられず、税務会計は財務会計から独立しているとされてきた。その論拠として、アメリカで損金経理が求められる例外はLIFO帳簿要件などに限定されるとされてきた。しかしながら、損金経理を求める帳簿要件はLIFO帳簿要件以外にもみられ、その相違点はたんにそれら帳簿用件の対象範囲と影響の程度によるものといってよい。皮肉なことに、例外的な帳簿要件として知られてきた

---

[4] この条項は、アメリカがIFRSのアドプションをおこなった場合には、解決されなければならない問題の1つとして認識されている。
[5] これは損益計算書上の評価のほうが貸借対照表やその他の財務諸表の評価よりも信頼できると考えているからである（Larkins, Klein & Nzedu[2008], p.64）。

LIFOは、現状ではそれほど財務会計の情報内容を拘束するものではなく、逆にSec.475適用時の安全条項のような実質的帳簿要件のほうが税務会計と財務会計との結びつきを強めていることが伺える。たしかに、現状においては、保有証券への公正価値評価にあたって財務会計上の評価を税務会計上でも利用できるようにすることが安全条項の意図することであるが、その主従が今後逆転することがないとはいえないであろう。しかしながら、税務会計上でもとめられる判断の客観化を目的とした財務会計数値の利用は今後も変わることはなく、申告調整主義のもとでも税務会計と財務会計の結びつきは否定されるものではない。

参考文献

- Beale, Linda M.[2004], Book-Tax Conformity and the Corporate Tax Shelter Debate: Assesing the Proposed Section 475 Mark-to-Market Safe Harbor, *Virginia Tax Review*, Fall 2004, pp.301-475.
- Beale, Linda M.[2005], Proposed Mark-to-Market Regs: Four Requirements, Three Limitaions, Two Procedures, and One Safe Harbor, *Tax Notes*, November 7, 2005, pp.781-789.
- Bernstein, Robert S.[2005], At Last At the Market; Proposed Section 475 Valuation Regulations, *Corporate Taxation*, September/October 2005, pp.13-23.
- Conlon, Stevie D.[2005], By the Book-The New Section 475 Mark-to-Market Safe Harbor Proposed Regulations, *Journal of Taxation*, September 2005, pp.156-165.
- Conlon, Stevie D.[2007], Final Section 475 Book Safe Harbor Dealer Mark-to-Market Regs.: Not Many Changes, *Journal of Taxation*, September 2007, pp.162-169.
- Davenport, Charles & W. Eugene Seago[2002], *The Income Taxation of Inventories Under the Last-in, First-Out Method*, the Edwin Mellen Press.
- Larkins, Richard G., Kyle H. Klein, & Jasper J. Nzedu[2008], Ssfe Harbor or No Safe Harbor: A First Look at the Mark-to-Market Safe Harbor Regulations, *Journal of Taxation of Financial Products*, Vol.7, pp.57-71.
- 永田守男[2000]「税務会計における値洗法の適用－内国歳入法典 Sec.475「証券ディーラーへの値洗法の適用」を中心に－」『経済研究』(静岡大学) pp.45-60.
- Seago, W. Eugene & Edward. J. Schnee[2005], Deference Under The Clear Reflection of Income Requirement: SUI Generis, *Houston Business and Tax Law Journal*, Vol.5 pp.160-203.

付記：本稿は平成21年度静岡大学人文学部経済学科競争的配分経費『国際財務報告基準(IFRS)の採用と確定決算主義』の研究成果である。